



宮 崎 県 公 報

平成27年 9 月24日 (木曜日) 第 2728 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (") 1

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出 (7 件) …… (農村整備課) 4
- 土地区画整理事業の換地処分の変更の届出…………… (都市計画課) 7
- 二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 7

教育委員会公告

○落札者等の公告…………… 7

告 示

宮崎県告示第 568号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 9 月24日から平成27年10月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町榎峰字松崎ノ下未 498番 3 地先から同市同町榎峰同字未 497番24地先まで	平成27年 9 月24日

宮崎県告示第 569号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第 57号) 第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 徳満

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 8 号までを順次結んだ線、標柱 8 号と標柱 9 号を市道西郷徳満線に沿って結んだ線、標柱 9 号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号を市道西郷徳満線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地		
1	えびの市	大字	東川北字本丸 367番
2	"	"	" 375番 1
3	"	"	" 307番
4	"	"	" 304番
5	"	"	字関川 267番地先法定外公共物 (道路)
6	えびの市	"	" 284番
7	"	"	" 284番
8	"	"	" 283番
9	"	"	字本丸 373番
10	"	"	" 373番
11	"	"	" 371番
12	"	"	" 371番

宮崎県告示第 570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	南富美山沢	10- 203- 1 - 086	土 石 流
	下富美山沢	10- 203- 1 - 087	土 石 流
	上富美山沢	10- 203- 1 - 088	土 石 流
	北富美山沢	10- 203- 1 - 089	土 石 流
	本 村 沢	10- 428- 1 - 028	土 石 流

日 用 川	10- 428- 1 - 029	土 石 流				
古 浦 沢	10- 428- 1 - 030	土 石 流				
鯛 名 町 (1)	10- 203- 1 - 004	土 石 流				
佐渡河内川	10- 428- 2 - 010	土 石 流				
柚 木 第 2	I - 1 - 1484	急傾斜地の崩壊				
富美山第 1	I - 1 - 1490	急傾斜地の崩壊				
富美山第 2	I - 1 - 1491	急傾斜地の崩壊				
富美山第 4	I - 1 - 1493	急傾斜地の崩壊				
富美山第 5	I - 1 - 1494	急傾斜地の崩壊				
富美山第 6	I - 1 - 1495	急傾斜地の崩壊				
富美山第 7	I - 1 - 1496	急傾斜地の崩壊				
富美山第 8	I - 1 - 1497	急傾斜地の崩壊				
富美山第 8 -新①	I - 1 - 1497 - 新①	急傾斜地の崩壊				
富美山第 9	I - 1 - 1498	急傾斜地の崩壊				
山下第 4	I - 1 - 1503	急傾斜地の崩壊				
山下第 5 - 新②	I - 1 - 1504 - 新②	急傾斜地の崩壊				
富美山第12	I - 1 - 3552	急傾斜地の崩壊				
富美山第13	I - 1 - 3580	急傾斜地の崩壊				
富美山第13 -新①	I - 1 - 3580 - 新①	急傾斜地の崩壊				
富美山第14	I - 1 - 3588	急傾斜地の崩壊				
富美山第16	I - 1 - 3590	急傾斜地の崩壊				
富美山第17	I - 1 - 3593	急傾斜地の崩壊				
山 月 第 6	I - 1 - 3594	急傾斜地の崩壊				
富美山第18	I - 1 - 3625	急傾斜地の崩壊				
富美山第19	I - 2 - 0236	急傾斜地の崩壊				
富美山第20	II - 1 - 7411	急傾斜地の崩壊				
				富美山第21	II - 1 - 7412	急傾斜地の崩壊
				富美山第21 -新①	II - 1 - 7412 - 新①	急傾斜地の崩壊
				富美山第22	II - 1 - 7435	急傾斜地の崩壊
				太 田	I - 1 - 1765	急傾斜地の崩壊
				太田-新①	I - 1 - 1765 - 新①	急傾斜地の崩壊
				太田-新②	I - 1 - 1765 - 新②	急傾斜地の崩壊
				太田-新③	I - 1 - 1765 - 新③	急傾斜地の崩壊
				太田-新④	I - 1 - 1765 - 新④	急傾斜地の崩壊
				市 振 西	I - 1 - 1767	急傾斜地の崩壊
				鍋 田	I - 1 - 1768	急傾斜地の崩壊
				鍋田-新①	I - 1 - 1768 - 新①	急傾斜地の崩壊
				鍋 田 - 1	I - 1 - 3714	急傾斜地の崩壊
				鍋 田 - 1 - 新①	I - 1 - 3714 - 新①	急傾斜地の崩壊
				本 村	I - 1 - 3721	急傾斜地の崩壊
				日 用 - 2	I - 2 - 0261	急傾斜地の崩壊
				若 葉 第 5	II - 1 - 7495	急傾斜地の崩壊
				八 峡 9	II - 1 - 7702	急傾斜地の崩壊
				久 保 畠	I - 2 - 0260	急傾斜地の崩壊
				鯛 名 第 1	I - 1 - 1461	急傾斜地の崩壊
				鯛 名 第 2	I - 1 - 1462	急傾斜地の崩壊
				鯛 名 第 3	I - 1 - 1463	急傾斜地の崩壊
				鯛 名 第 4	I - 1 - 1464	急傾斜地の崩壊
				鯛 名 第 5	I - 1 - 1465	急傾斜地の崩壊
				鯛 名 第 6	I - 1 - 1466	急傾斜地の崩壊
				鯛 名 第 7	I - 1 - 1467	急傾斜地の崩壊
				鯛 名 第 8	I - 1 - 1468	急傾斜地の崩壊

	鯛名第9	I-1-3626	急傾斜地の崩壊		富美山第8	I-1-1497	急傾斜地の崩壊
	鯛名第10	I-1-3627	急傾斜地の崩壊		富美山第8-新①	I-1-1497-新①	急傾斜地の崩壊
	鯛名第11	I-2-0245	急傾斜地の崩壊		富美山第9	I-1-1498	急傾斜地の崩壊
	鯛名第12	II-1-7542	急傾斜地の崩壊		山下第4	I-1-1503	急傾斜地の崩壊
	鯛名町-1	III-1-9623	急傾斜地の崩壊		山下第5-新②	I-1-1504-新②	急傾斜地の崩壊
	鯛名町-2	III-1-9624	急傾斜地の崩壊		富美山第13	I-1-3580	急傾斜地の崩壊
<p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p>					富美山第13-新①	I-1-3580-新①	急傾斜地の崩壊
<p>宮崎県告示第 571号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。</p> <p>平成27年9月24日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>					富美山第14	I-1-3588	急傾斜地の崩壊
					富美山第16	I-1-3590	急傾斜地の崩壊
					富美山第17	I-1-3593	急傾斜地の崩壊
					山月第6	I-1-3594	急傾斜地の崩壊
					富美山第18	I-1-3625	急傾斜地の崩壊
					富美山第19	I-2-0236	急傾斜地の崩壊
					富美山第20	II-1-7411	急傾斜地の崩壊
					富美山第21	II-1-7412	急傾斜地の崩壊
					富美山第21-新①	II-1-7412-新①	急傾斜地の崩壊
					富美山第22	II-1-7435	急傾斜地の崩壊
					太田	I-1-1765	急傾斜地の崩壊
					太田-新①	I-1-1765-新①	急傾斜地の崩壊
					太田-新②	I-1-1765-新②	急傾斜地の崩壊
					太田-新③	I-1-1765-新③	急傾斜地の崩壊
					太田-新④	I-1-1765-新④	急傾斜地の崩壊
					市振西	I-1-1767	急傾斜地の崩壊
					鍋田	I-1-1768	急傾斜地の崩壊
					鍋田-新①	I-1-1768-新①	急傾斜地の崩壊
市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類				
延岡市	南富美山沢	10-203-1-086	土石流				
	上富美山沢	10-203-1-088	土石流				
	北富美山沢	10-203-1-089	土石流				
	本村沢	10-428-1-028	土石流				
	鯛名町(1)	10-203-1-004	土石流				
	佐渡河内川	10-428-2-010	土石流				
	柚木第2	I-1-1484	急傾斜地の崩壊				
	富美山第1	I-1-1490	急傾斜地の崩壊				
	富美山第2	I-1-1491	急傾斜地の崩壊				
	富美山第4	I-1-1493	急傾斜地の崩壊				
	富美山第5	I-1-1494	急傾斜地の崩壊				
	富美山第6	I-1-1495	急傾斜地の崩壊				
	富美山第7	I-1-1496	急傾斜地の崩壊				

鍋田 - 1	I - 1 - 3714	急傾斜地の崩壊
鍋田 - 1 - 新①	I - 1 - 3714 - 新①	急傾斜地の崩壊
本 村	I - 1 - 3721	急傾斜地の崩壊
日用 - 2	I - 2 - 0261	急傾斜地の崩壊
若葉第 5	II - 1 - 7495	急傾斜地の崩壊
八 峡 9	II - 1 - 7702	急傾斜地の崩壊
久 保 畠	I - 2 - 0260	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 1	I - 1 - 1461	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 2	I - 1 - 1462	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 3	I - 1 - 1463	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 4	I - 1 - 1464	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 5	I - 1 - 1465	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 6	I - 1 - 1466	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 7	I - 1 - 1467	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 8	I - 1 - 1468	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 9	I - 1 - 3626	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 10	I - 1 - 3627	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 11	I - 2 - 0245	急傾斜地の崩壊
鯛 名 第 12	II - 1 - 7542	急傾斜地の崩壊
鯛名町 - 1	III - 1 - 9623	急傾斜地の崩壊
鯛名町 - 2	III - 1 - 9624	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、都南土地改良区 (都農町) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	坂 田 幸 男	都農町大字川北 994番地 8

(任期：平成29年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	坂 田 博 実	都農町大字川北 981番地 3

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、宝光院土地改良区 (小林市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	谷 口 和 巳	小林市細野4659番地 2
理 事	永 山 浩 一	小林市駅前 209番地
理 事	松 元 俊 一	小林市細野3074番地 3
理 事	上 谷 幸 公	小林市細野2982番地 3
理 事	吹 田 憲 昭	小林市細野2860番地 3
理 事	内 永 悟	小林市細野4445番地の 1
理 事	富 満 重 利	小林市細野4070番地の 4
監 事	倉 田 富 夫	小林市細野4637番地 4
監 事	田 代 正 八	小林市細野4467番地

(任期：平成29年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	谷 口 和 巳	小林市細野4659番地 2
理 事	谷 山 義 雄	小林市細野4680番地 2
理 事	高 辺 芳 子	小林市細野3151番地
理 事	上 谷 幸 公	小林市細野2982番地 3
理 事	吹 田 憲 昭	小林市細野2860番地 3

理 事	内 永 悟	小林市細野4445番地の 1
理 事	森 永 健 郎	小林市細野2619番地の 4
監 事	倉 田 富 夫	小林市細野4637番地 4
監 事	瀬戸山 博 好	小林市細野4000番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 幸 次	高千穂町上岩戸 899番地
理 事	佐 藤 光 延	高千穂町上岩戸 677番地 2
理 事	佐 藤 和 広	高千穂町上岩戸 445番地
理 事	佐 藤 年 宣	高千穂町上岩戸 337番地
理 事	佐 藤 康 弘	高千穂町上岩戸74番地
監 事	佐 藤 安 久	高千穂町上岩戸 820番地
監 事	佐 藤 今 朝 春	高千穂町上岩戸 464番地

（任期：平成30年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 政 信	高千穂町上岩戸 427番地
理 事	佐 藤 敏 数	高千穂町上岩戸 877番地
理 事	佐 藤 哲 弘	高千穂町上岩戸 266番地
理 事	佐 藤 浩 史	高千穂町上岩戸 712番地 2
理 事	佐 藤 康 弘	高千穂町上岩戸74番地
監 事	工 藤 悦 伸	高千穂町上岩戸 443番地
監 事	佐 藤 恩 吏	高千穂町上岩戸 814番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により

、長者井堰土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	里 岡 弘 幸	小林市真方5445番地 1
理 事	吉 丸 寧 雄	小林市真方5459番地 2
理 事	遊 木 一 夫	小林市東方 648番地
理 事	小 原 国 芳	小林市真方5849番地
理 事	時 任 幸 一	小林市真方5606番地 1
理 事	北ノ蘭 正 信	小林市真方4674番地
理 事	崎 山 清 浩	小林市真方4847番地 3
理 事	齋 藤 實 愛	小林市真方 783番地
監 事	森 岡 與 津 男	小林市真方5384番地
監 事	原 勝 次	小林市真方5601番地

（任期：平成30年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	里 岡 弘 幸	小林市真方5445番地 1
理 事	白ヶ澤 次 助	小林市真方5481番地 1
理 事	吉 丸 寧 雄	小林市真方5459番地 2
理 事	重 山 正 雄	小林市真方5638番地 1
理 事	吉ノ蘭 光 男	小林市真方5594番地
理 事	北ノ蘭 政 美	小林市真方4657番地
理 事	竹ノ下 幸 満	小林市真方5571番地
理 事	齋 藤 實 愛	小林市真方 783番地
監 事	森 岡 與 津 男	小林市真方5384番地
監 事	原 勝 次	小林市真方5601番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、牟田原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山之内 政 人	えびの市大字大河平4574番地
理 事	大 丸 米 蔵	小林市水流迫 249番地23
理 事	北馬越 公	小林市堤2954番地13
理 事	川 畑 正 宏	小林市北西方1003番地12
理 事	山之内 祐 仁	小林市北西方1711番地
理 事	小 磯 信 夫	小林市北西方6947番地
理 事	川 越 義 文	小林市北西方6771番地の 1
理 事	脇屋敷 久 信	小林市南西方3401番地
監 事	指 宿 浩 利	小林市北西方2294番地
監 事	早 田 敏	小林市北西方6920番地13

(任期：平成30年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山之内 政 人	えびの市大字大河平4574番地
理 事	早 田 敏	小林市北西方6920番地13
理 事	北馬越 公	小林市堤2954番地13
理 事	指 宿 浩 利	小林市北西方2294番地
理 事	川 畑 正 宏	小林市北西方1003番地12
理 事	金 気 郁 夫	小林市北西方1756番地
理 事	山之内 祐 仁	小林市北西方1711番地
理 事	遠 矢 初 男	小林市北西方2451番地
理 事	小 磯 信 夫	小林市北西方6947番地
理 事	木佐貫 和 義	小林市北西方3463番地27

理 事	大 丸 米 蔵	小林市水流迫 249番地23
理 事	池 田 一 徳	小林市北西方7194番地 3
理 事	古 川 すみ子	小林市北西方7300番地23
理 事	川 野 英 男	えびの市大字大河平4273番地
理 事	川 野 政 文	えびの市大字大河平4273番地
理 事	肥田木 義 信	えびの市大字大河平4080番地24
監 事	川 野 信 夫	えびの市大字大河平4274番地 3
監 事	水 流 一 也	小林市北西方7005番地
監 事	迫 和 弘	小林市北西方1658番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、五十鈴土地改良区（門川町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	米 良 成 志	門川町大字門川尾末3873番地 1
理 事	松 本 邦 彦	門川町大字川内6349番地 1
理 事	中 田 幸 人	門川町大字門川尾末3258番地
理 事	小 野 徹 雄	門川町大字門川尾末5600番地
理 事	安 田 敏 明	門川町大字門川尾末2082番地
理 事	岩 佐 高 弘	門川町大字門川尾末1780番地
理 事	岩 崎 礼 二	門川町大字川内6368番地 9
理 事	岩 下 哲 毅	門川町大字川内7705番地
理 事	小 谷 芳 憲	門川町大字川内6907番地
監 事	太 田 民 雄	門川町大字門川尾末20番地 2
監 事	津 野 崇 彦	門川町南ヶ丘 1 丁目 105番地

(任期：平成30年 5 月13日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	米 良 成 志	門川町大字門川尾末3873番地 1
理 事	志 田 豊	門川町大字川内6905番地
理 事	中 田 幸 人	門川町大字門川尾末3258番地
理 事	野 地 重 男	門川町大字門川尾末16番地 1
理 事	安 田 敏 明	門川町大字門川尾末2082番地
理 事	岩 佐 高 弘	門川町大字門川尾末1780番地
理 事	蓮 本 繁 利	門川町大字川内6292番地10
理 事	岩 下 哲 毅	門川町大字川内7705番地
理 事	黒 木 誠 一	門川町大字川内6848番地
監 事	太 田 民 雄	門川町大字門川尾末20番地 2
監 事	志 田 和 喜	門川町大字門川尾末4731番地 1

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、三川内土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 野 尚 吾	延岡市北浦町三川内1820番地 1
理 事	川 野 順 三	延岡市北浦町三川内5720番地 2
理 事	梅 田 和 良	延岡市北浦町三川内4450番地
理 事	猪 股 歳 行	延岡市北浦町三川内4022番地 2
理 事	日 吉 健 兒	延岡市北浦町三川内 136番地
監 事	甲 斐 量 一	延岡市北浦町三川内4258番地
監 事	吉 田 純 善	延岡市北浦町三川内 389番地

(任期：平成30年 6 月 5 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	児 玉 敬 一	延岡市北浦町三川内3531番地
理 事	白 瀬 和 男	延岡市北浦町三川内 681番地
理 事	廣 田 豊 文	延岡市北浦町三川内3138番地
理 事	甲 斐 日出生	延岡市北浦町三川内4145番地
理 事	日 吉 正 幸	延岡市北浦町三川内 136番地
監 事	戸 高 久 文	延岡市北浦町三川内1796番地 1
監 事	甲 斐 拓 博	延岡市北浦町三川内1400番地

土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)第 103条第 3 項の規定により、都城市長から、平成27年 7 月20日付け宮崎県公報号外第37号で公告した高崎市計画事業新田土地区画整理事業の換地処分の一部を取り消し、新たに当該部分について換地処分をした旨の届出があった。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建築士法(昭和25年法律第 202号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成27年 9 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日
平成27年 9 月11日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
片地 昭吉
二級建築士
宮崎県知事登録第 351号
- 3 免許の取消しの理由
法第 8 条の 2 の規定により、二級建築士死亡等届が提出された。

教育委員会公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年 9 月24日

宮崎県立美術館長 渡 辺 義 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県立美術館で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立美術館総務担当 宮崎市船塚 3 丁目 210番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年 8 月25日

- | | |
|--|--|
| <p>4 落札者の氏名及び住所
ミツロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋
本町3丁目7番2号</p> <p>5 落札金額
27,106,878円</p> <p>6 一般競争入札の公告を行った日
平成27年7月13日</p> | |
|--|--|